

愛知県都市職員共済組合扶養認定事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号。以下「法」という。)及び地方公務員等共済組合法運用方針、その他法令の定めるところに従い、法第2条第1項第2号に規定する被扶養者について、愛知県都市職員共済組合(以下「組合」という。)が被扶養者認定の取扱いを円滑に処理することを目的として定めるものとする。

(被扶養者の定義)

第2条 「被扶養者」とは、次に掲げる者で主として組合員の収入により生計を維持する者をいう。

- (1) 組合員の配偶者(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- (2) 組合員と同一の世帯に属する三親等内の親族で前号に掲げる者以外の者
- (3) 組合員の配偶者で届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者の父母及び子並びに当該配偶者の死亡後におけるその父母及び子で、組合員と同一の世帯に属する者

(被扶養者とならない者)

第3条 次に掲げる者は被扶養者として取り扱わない。

- (1) 共済組合の組合員、健康保険の被保険者又は船員保険の被保険者である者
- (2) その者について当該組合員以外の者が一般職の職員の給与に関する法律第11条第1項の規定に相当する給与条例の規定による扶養手当又はこれに相当する手当を地方公共団体、国その他から受けている者
- (3) 日本国内に住所を有しない者(ただし、主務省令で定める者を除く。)

(同一世帯の定義)

第4条 同一世帯に属する者とは生計を共にし、かつ、同居している者をいう。この場合において、次に掲げる者は同一世帯に属する者に準じて取り扱う。

- (1) 身体障害者福祉法に規定する身体障害者授産施設、知的障害者福祉法に規定する知的障害者更生施設及び知的障害者授産施設、老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームに入所している者
- (2) 派遣及び病院勤務等、組合員が勤務上の理由により一時的に被扶養者と別居を余儀なくされる者
- (3) 住民票の記載で同一世帯でないが、同じ敷地内(合併地を含む同一地番をいう。)に居住し、食事を一緒にとる等家計を共同にする者

(生計維持の定義)

第5条 第2条における「組合員の収入により生計を維持する者」は、組合員と同居し、又

は組合員から自身の収入（組合員以外からの仕送り額を含む。）の3分の1を上回る仕送りを受けている者とする。

（仕送り額の確認）

第6条 前条における仕送り額の確認については、振込金額のわかる書類・通帳の写しを添付することとする。ただし、書類が添付できない場合は現況届に金額及び添付できない理由を明記しなければならない。

（収入がある者についての被扶養者の認定）

第7条 収入がある者についての被扶養者の認定は次のとおりとする。

- (1) 扶養者としての届出に係る者（以下「認定対象者」という。）が組合員と同一世帯に属している場合、認定対象者の収入は年間 130 万円未満（認定対象者の所得の全部若しくは一部が国民年金法及び同法第 5 条第 1 項に規定する被用者年金各法に基づく年金たる給付その他の公的な年金たる給付（以下「公的年金等」という。）のうち障害を支給事由とする給付に係る所得である場合又は 60 歳以上の者である場合にあっては 180 万円未満）であって、かつ、組合員の年間収入を上回らない場合で、組合員がその世帯の生計維持の中心的役割を果たしていること。
- (2) 認定対象者が組合員と同一世帯に属していない場合、認定対象者の年間収入が 130 万円未満（認定対象者の所得の全部若しくは一部が公的年金等のうち障害を支給事由とする給付に係る所得である場合又は 60 歳以上の者である場合にあっては 180 万円未満）であって、かつ、組合員からの自身の収入を上回る仕送りにより主として生計を維持していること。
- (3) 第 1 号から第 2 号までの認定対象者に配偶者がいる場合は、その配偶者の収入を加えた額が 260 万円未満（夫婦のうち 1 人の所得の全部若しくは一部が公的年金等のうち障害を支給事由とする給付に係る所得である場合又は 60 歳以上の者である場合にあっては 310 万円未満、また夫婦共に所得の全部若しくは一部が公的年金のうち障害を支給事由とする給付に係る所得である場合又は 60 歳以上の者であって、その者の所得の全部若しくは一部が公的年金等に係る所得である場合にあっては 360 万円未満）であること。
- (4) 第 1 号から第 3 号までに規定する年間収入は日額では 3,612 円未満、夫婦 2 人では 7,223 円未満（認定対象者の所得の全部若しくは一部が公的年金等のうち障害を支給事由とする給付に係る所得である場合又は 60 歳以上の者である場合にあっては 5,000 円未満、夫婦 2 人では 10,000 円未満）、月額では 108,334 円未満、夫婦 2 人では 216,667 円未満（認定対象者の所得の全部若しくは一部が公的年金等のうち障害を支給事由とする給付に係る所得である場合又は 60 歳以上の者であって、その者の所得の全部若しくは一部が公的年金等に係る所得である場合にあっては 150,000 円未満、夫婦 2 人では 300,000 円未満）であること。

- (5) 第1号から第4号までにおける年間収入等が雇用契約上では収入要件未満であったが、人手不足により労働時間延長等が行われ一時的に収入が上回った場合にあっては、「被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書」の提出をもって、その証明された収入の増加分については一時的なものとして、収入額としてみなさないものとする。

(年間収入の定義)

第8条 前条第1号から第4号までにおける年間収入は、被扶養者申告書提出時から将来に向かって1年間の収入を原則とするが、将来に向かって1年間の収入が確認できない場合は、直近の実績により判断する。年間収入として対象となるものは次のとおりとする。ただし、一時的な収入（譲渡所得、一時所得、退職金、雇用保険法の高齢者一時金等）は除外するものとする。

- (1) 給与収入（賞与を含む）
 - (2) 各種年金収入（確定申告をする公的年金、企業年金、私的年金及び、非課税の遺族年金、障害年金）
 - (3) 雇用保険法における失業給付金
 - (4) 医療保険各法における傷病手当金及び労働者災害補償保険法における休業補償金
 - (5) 生活保護法における生活扶助料
 - (6) 事業所得（農業、商業、漁業、林業、工業等自家営業に基づく所得）
 - (7) 雑所得（原稿料、講演料等の自由業等に基づく所得をいい年金を除く。）
 - (8) 不動産所得（土地、家屋、駐車場等の賃貸所得）
 - (9) 配当所得（株式配当金、投資信託収益分配金等）
 - (10) 利子所得（国外の預金に基づく利子所得）
- （被用者保険の組合員（被保険者））

第9条 被用者保険の組合員（被保険者）とは、共済組合、健康保険組合、全国健康保険協会、船員保険、国民健康保険組合の組合員（被保険者）をいい、任意継続組合員（被保険者）を含むものとする。

（扶養の優先順位）

第10条 組合員の他に認定対象者と同居もしくは認定対象者に仕送りをしている者がいる場合の扶養すべき者の優先順位は次のとおりとする。

- (1) 認定対象者が組合員の扶養手当の対象となっている場合は、その組合員
- (2) 認定対象者の配偶者であり、かつ被用者保険の組合員（被保険者）である者
- (3) 認定対象者と同一世帯に属し、かつ被用者保険の組合員（被保険者）である者
- (4) 被用者保険の組合員（被保険者）であり、親等数の近い者
- (5) 被用者保険の組合員（被保険者）であり、収入が最も多い者

(夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定)

第11条 夫婦が共に被用者保険の組合員（被保険者）であって、共同して扶養している場合における被扶養者の認定は、次のとおりとする。

- (1) 被扶養者とすべき者の人数にかかわらず、第8条に基づく年間収入の多い方の被扶養者とすることを原則とする。
- (2) 夫婦双方の年間収入の差額が年間収入の多い方の1割以内である場合は、被扶養者の地位の安定を図るため、届出により、収入の少ない方の被扶養者とすることができます。
- 2 当該被扶養者に関する、扶養手当又はこれに相当する手当の支給が行われている場合には、その支給を受けている者の被扶養者とすることができます。
- 3 現に被扶養者を扶養している者が健康保険法（大正11年法律第70号）第43条の2に定める育児休業等を取得した場合、当該休業中は、被扶養者の地位安定の観点から特例的に被扶養者を異動しないことができる。
- 4 第1項から第3項の場合において、この取扱いにつき異議があるときは、被用者保険関係保険者（共済組合、健保組合、協会けんぽ、国保組合、船員組合の各保険制度）間で「夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定について」（令和3年4月30日付保保発0430第2号・保国発0430第1号）の通知中、項目1(5)を参考に調整し、その間、とりあえず標準報酬月額が高い方の被扶養者とし、その子が無保険状態とならないようにする。なお、前記協議によって行われた被扶養者の認定は、将来に向かってのみ効力を有する。

(扶養認定時の添付書類)

第12条 扶養認定時の被扶養者申告書の提出にあたっては、次の書類を添付するものとする。

- (1) 収入を証明する書類（認定対象者が18歳以上の場合は市町村が証明する課税所得証明書、所得証明書、課税証明書、非課税証明書、市町村・県民税の税額通知書（長の公印があり、かつ、給与収入のみのものは可。その他所得計の欄に記載があるものは不可。）又は税務署確認印のある確定申告書の控えのいずれかを必ず添付。ただし、学生の場合は学生証の写しを添付するものとする。また、海外在住等で添付ができない場合はパスポート出入国欄と氏名記載欄の写しを添付するものとする。）
- (2) 現況届（認定対象者が同居の配偶者及び子以外の場合は必ず添付するものとする。）
- (3) その他（別紙「被扶養者認定に必要な添付書類」のとおり。）

(扶養認定日)

第13条 扶養認定日は事実発生日を原則とし、次に掲げる場合においては事実が発生した日に遡って認定する。ただし、次に掲げる場合以外においては、被扶養者申告書及び必要書類一式が組合に提出された日（受付年月日）を認定日とする。

- (1) 組合員の採用と同時に扶養申請をする場合であって、事実発生時から30日以内の申請である場合は組合員の資格取得日
- (2) 認定対象者が出生した子、孫等の場合はその出生日

- (3) 認定対象者が退職等により他の保険者の組合員資格を喪失した場合であって、資格喪失日から 30 日以内の申請であり、資格喪失日を証明することができる書類の添付があつた場合は他保険者での資格喪失日
- (4) 認定対象者が他の保険者の被扶養者から削除された場合であって、扶養削除日から 30 日以内の申請であり、扶養削除日を証明することができる書類の添付があつた場合は他保険者での扶養削除日
- (5) 認定対象者がこれまで受給していた雇用保険の失業給付の受給が終了又は中断した場合であって、受給終了日の翌日から 30 日以内の申請であり、失業給付の終了日がわかる書類の添付があつた場合は受給終了日の翌日
- (6) 認定対象者がこれまで受給していた共済組合、健康保険等の傷病手当金の受給が終了した場合であって、受給終了日の翌日から 30 日以内の申請であり、傷病手当金の終了日がわかる書類の添付があつた場合は受給終了日の翌日
- (7) 認定対象者が組合員と婚姻（内縁を除く。）した場合であって、婚姻の事実があつた日から 30 日以内の申請であり、婚姻の事実を証明することができる書類（公的な証明書の写し）の添付があつた場合は婚姻の事実があつた日
- (8) 認定対象者が離婚し組合員との間に主たる生計維持関係が生まれた場合であって、離婚の事実があつた日から 30 日以内の申請であり、離婚の事実を証明することができる書類（公的な証明書の写し）の添付があつた場合は離婚の事実があつた日
- (9) 認定対象者が組合員と養子縁組した場合であって、養子縁組の事実があつた日から 30 日以内の申請であり、養子縁組の事実を証明することができる書類（公的な証明書の写し）の添付があつた場合は養子縁組の事実があつた日

（扶養喪失時の添付書類）

第14条 扶養喪失時の被扶養者申告書の提出にあたっては、次の書類を添付するものとする。

- (1) 組合員被扶養者証、任意継続組合員被扶養者証及び高齢受給者証
- (2) 被扶養者が就職し強制適用組合員になった場合にあっては、新たに加入した医療保険の組合員証の写し（自衛隊への入隊による場合は、保険証の写しの他に在職証明書（入隊日の記載があるもの））又は身分証明書の写し
- (3) 被扶養者が雇用保険の失業給付を受給し、収入基準額を超えた場合にあっては、実際に失業給付の支給の事実が印字された離職票1の写し
- (4) 被扶養者が共済組合、健康保険等の傷病手当金を受給し、収入基準額を超えた場合にあっては、保険者の支給証明書

（扶養喪失日）

第15条 扶養喪失日は扶養要件を失った日の翌日を原則とし、次に掲げる場合においては該当日に遡って喪失する。ただし、次に掲げる場合以外においては、被扶養者申告書及び必要書類一式が組合に提出された日（受付年月日）を喪失日とする。

- (1) 組合員の資格喪失に伴い被扶養者が喪失する場合は組合員の資格喪失日
- (2) 被扶養者が死亡した場合は死亡日の翌日
- (3) 被扶養者が就職により他の保険者の組合員資格を取得した場合は他の保険者の資格取得日
- (4) 被扶養者が 75 歳になり後期高齢者医療に該当した場合は 75 歳の誕生日
- (5) 被扶養者が 65 歳以上の寝たきりで後期高齢者医療に該当した場合であって、「後期高齢者医療被保険者証」の写しの添付があった場合は後期高齢者医療の資格取得日
- (6) 被扶養者が扶養を喪失する前に他の保険者の被扶養者（国民健康保険への加入者を含む。）となることには問題があるが、重複認定した場合であって、他の保険者での扶養認定日がわかる書類の添付があった場合は他の保険者の扶養認定日
- (7) 被扶養者が雇用保険の失業給付を受給又は受給再開し、収入基準額を超えた場合は受給開始日
- (8) 被扶養者が共済組合、健康保険等の傷病手当金を受給し、収入基準額を超えた場合は受給開始日
- (9) 被扶養者が婚姻し組合員との間で主たる生計維持関係が消滅した場合であって、婚姻の事実を証明することができる書類（公的な証明書の写し）の添付があった場合は婚姻の事実があった日の翌日
- (10) 配偶者が組合員と離婚した場合であって、離婚の事実を証明することができる書類（公的な証明書の写し）の添付があった場合は離婚の事実があった日の翌日
- (11) 被扶養者が養子縁組し組合員との間で主たる生計維持関係が消滅した場合であって、養子縁組の事実を証明することができる書類（公的な証明書の写し）の添付があった場合は養子縁組の事実があった日の翌日

（被扶養者の申告）

第 16 条 組合員となった者に被扶養者の要件を備える者がある場合又は組合員について被扶養者の要件を備える者が生じた場合若しくは被扶養者がその要件を欠くに至った場合には、その組合員は、遅滞なく所属所長を経由して被扶養者申告書を組合に提出しなければならない。

2 前項の場合において、組合員が任意継続組合員であるときは、所属所長を経由することを要しない。

（被扶養者申告書の受付年月日）

第 17 条 被扶養者申告書の受付年月日は組合に書類の届出があった日で受付するが、添付書類に不備があった場合は組合員被扶養者証及び任意継続組合員被扶養者証の処理はしないものとする。この場合、受付日より 10 日間は組合で保管するが、10 日（10 日後が日曜、土曜又は祝休日の場合は翌平日）を過ぎた場合は受付年月日を抹消した上で一旦所属所に返却し、再提出された被扶養者申告書は改めて受付をするものとする。ただし、添付書類

に不備があった場合であっても、10日間以内に添付書類（FAXでも可とする。）が届いた場合には書類が整ったものとみなす。

（被扶養者の見直し）

第18条 組合では1年に1度、「被扶養者状況確認票」により被扶養者の状況を確認するものとする。確認票が提出されない場合には、組合が個別に調査を行うものとする。

（罰則）

第19条 組合員が扶養の実態のない者を虚偽の申請により認定を受けていたことが判明した場合は、被扶養者の資格は遡って取り消すものとし、当該期間に発生した医療費及び給付金の全額を返還するものとする。

（委任）

第20条 この要綱に定めるもののほか、被扶養者の認定に関し必要な事項は理事長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成21年12月1日から施行する。

（健康保険組合の解散に伴う経過措置）

2 この要綱の施行の際、現に豊橋市職員健康保険組合、岡崎市職員健康保険組合、一宮市健康保険組合及び愛知県九市健康保険組合の被扶養者として認定されていた者は、第18条の規定による被扶養者状況確認がなされるまでの間、この要綱の規定により認定されたものとみなす。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月21日から施行し、同月7日から適用する。
- 2 この要綱は、緊急事態宣言が解除された日の翌日から14日後、その効力を失う。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年5月12日から施行する。
- 2 この要綱は、緊急事態宣言が解除された日の翌日から14日後、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。ただし、改正後の第3条第3項の規定は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別紙 被扶養者認定に必要な添付書類

■「被扶養者申告書」に次の書類を添付して所属窓口を経由して共済組合へ提出してください。

① 収入を証明する書類（市町村が証明する課税所得証明書、所得証明書、課税証明書、非課税証明書、市町村・県民税の税額通知書（長の公印があり、かつ、給与収入のみのものは可。）

その他所得計の欄に記載があるものは不可。）又は確定申告書いすれかの控え（税務署の確認印のあるもの）

（認定対象者が18歳以上の場合は必ず添付してください。ただし対象者が同居の学生の場合は学生証の写し又は在学証明書。また海外在住等で添付できない場合、パスポート出入国欄と氏名記載欄の写しでも可。なお、パスポートの出入国欄で確認できない場合は出入国登録に係る開示請求を行って証明書の発行を受けて下さい。）

② 認定対象者が国内居住要件の例外に該当する場合は、例外該当事由に合わせて、別途添付書類を提出していくだけ場合があります。

③ 認定対象者に配偶者がいる場合は、その配偶者の収入を証明する書類（配偶者の認定時は必要ありません。）

④ 扶養の優先順位で収入比較により判断する必要がある場合、比較する者の収入を証明する書類と組合員がその額を上回ることが確認できる書類（前頁の添付書類一覧表（フローチャート用）の4及び5を参照）

⑤ 住民票（同居が条件の者以外については、届書に所属所長の確認印でこれに代えることができます。）（※世帯全員記載分）

令和6年4月1日現在

		18歳以上の子（法律上親子関係がある子（実子及び養子））		配偶者	父母	義父母	その他家族				
		学生の場合	その他の場合								
現況届は不要		※ 現況届の提出が必要									
戸籍謄（抄）本（写）が必ず必要となります、届書に所属長の確認印の押印でこれに代えることができます。（内縁関係は除く）											
同居	※ 学生とは、大学生・大学院生・専門学校生・予備校生等を指します。	● 子供の離婚により面倒をみると になった場合 ⇒ 離婚の事実がわかる書類	● 内縁関係の場合 ⇒ 認定対象者、被保険者双方の戸籍謄（抄）本及び住民票	⇒ 同左	⇒ 同左	⇒ 同左	⇒ 同左				
		● 退職した人 ⇒ 退職日が確認できる書類 -「退職証明書」「退職時の源泉徴収票」など	⇒ 同左	⇒ 同左	⇒ 同左	⇒ 同左	⇒ 同左				
		● 病気等で退職し失業保険を受給延長する人 ⇒ 「備考」欄にその旨を記載	⇒ 同左	⇒ 同左	⇒ 同左	⇒ 同左	⇒ 同左				
		● 退職して失業保険を受給終了した人 ⇒ 「雇用保険受給資格者証」の受給終了の印字のあるもの	⇒ 同左	⇒ 同左	⇒ 同左	⇒ 同左	⇒ 同左				
		● 退職して失業保険を受給しない人 「離職票1及び2」（原本）又は「離職票を発行していない証明書」	⇒ 同左	⇒ 同左	⇒ 同左	⇒ 同左	⇒ 同左				
		● 自営業をやめた人 ⇒ 「廃業証明書」又は「廃業申請書」に届出印があるもの、廃業申請を電子で行った場合はその内容が分かるもの	⇒ 同左	⇒ 同左	⇒ 同左	⇒ 同左	⇒ 同左				
		● 退職した会社で雇用保険未加入の人 ⇒ 退職証明書+「備考」欄にその旨を明記	⇒ 同左	⇒ 同左	⇒ 同左	⇒ 同左	⇒ 同左				
		※ 収入を証明する書類だけでは直近の収入が判断できない場合※									
		● 給与収入（パート・アルバイトも含む。） ⇒ 前年の給与実績が下がったが、新しい所得証明が発行されるまでの場合 → 「源泉徴収票」（2ヵ月以上の収入がある場合はそのすべて） ⇒ 人手不足による労働時間延長等に伴う一時的なものである場合 → 「被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書」（必ず事業主で証明） ⇒ 転職・契約変更等により収入額の減額が見込まれる場合は「雇用契約書」を基本としますが、雇用契約書等がない場合は「先行き1年間の収入見込証明」、先行き1年間の収入見込証明がない場合は「給与明細書」（直近の連続する3ヵ月分、ただし3ヵ月分を平均した1ヵ月分を12倍し1年分として計算） (※賞与・通勤交通費等の支給がある場合はその証明書も添付)									
		● 年金収入 ⇒ 「年金振込通知書」等、直近の年金額が分かるもの。申請中の場合は年金試算書でも構いません。 (※ハガキは表裏両面をコピー) [※年金の種類は、公的年金（国民・厚生・共済）の老齢（退職）年金・障害年金・遺族年金や恩給、企業年金（適格退職年金・厚生年金基金・自社年金・生命保険などの私的年金）等、すべてをいいます。] ● 配当所得=「確定申告書」 ● 雜所得（原稿料・印税・講演料等） ⇒ 「確定申告書」又は「源泉徴収票」 ● 健康保険・雇用保険の傷病手当金 ⇒ 「支給決定通知書等」を証明する書類 (*注意*) 給与と年金など複数の収入がある場合はすべての書類が必要です。									
		18歳以上の子（法律上親子関係がある子（実子及び養子））		配偶者	父母	義父母	その他家族				
		学生の場合	その他の場合								
現況届の提出が必要		戸籍謄（抄）本（写）が必ず必要となります、届書に所属長の確認印の押印でこれに代えることができます。									
別居	※ 学生とは、大学生・大学院生・専門学校生・予備校生等を指します。	※ 別居の場合、仕送り額の確認のため、振込金額のわかる書類又は通帳の写しを提出してください。 (書類が提出できない場合は現況届に金額及び提出できない理由を明記してください。)									
		● 上記「同居収入なし」欄と同じ書類	= 同左	= 同左	*** 認定できません。 ***	※ 同居が認定の条件でない者 ● 上記「同居収入なし」欄と同じ書類					
収入あり	※ 学生の子供については、収入証明の提出は不要ですが、アルバイト他の収入が月額108,334円以上（年収130万円以上）の場合は申告により扶養削除となります。	● 上記「同居収入あり」欄と同じ書類	= 同左	= 同左	※ 同居が認定の条件でない者 ● 上記「同居収入あり」欄と同じ書類						

★ 注意事項★

1. 扶養対象者に扶養手当が支給される場合、扶養認定に関する書類の添付を省略することができます。ただし、認定日を特定するための書類はその限りではありません。

2. 都市共済短期給付内で事実が確認できる事項については添付書類を省略することができます。この場合、備考欄に従前の記号・番号、理由等を明記してください。

3. 添付書類は直近のものを提出してください。すべて「写」で構いません（市町村・県民税の税額通知書は毎年6月1日から、所得証明書等は毎年7月1日から新年度分で提出してください。）。

4. 夫婦共同扶養の場合は、配偶者の収入を証明する書類の提出が必要です。配偶者が市町村国保に加入している場合は収入を証明する書類は省略できますが、保険証の写しを提出してください（配偶者がいない場合は収入を証明する書類等は不要です。行方不明の場合は欄外に「失踪申告申立書提出」「捜索願提出」を明記してください。）。

5. 扶養認定において、すでに扶養の優先順位で収入比較による判断がされている場合は（次男出生時に長男がすでに認定されている等）、収入比較をする書類の添付を省略することができます。

6. 上記③で配偶者がいる場合は収入を証明する書類は不要です。また、行方不明の場合は理由欄に「失踪申告申立書提出」「捜索願提出」と明記してください。

7. 外国人登録の方は、戸籍謄（抄）本を「在留カードの写し」又は「特別永住者証明書の写し」とすることができます。

8. その他、事実を確認するために保険者が必要と認めた書類がある場合には、その書類の提出が必要となります。

9. 上記以外の事例については組合事務局までお問い合わせください。